

技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第1号

技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則
(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(格付及び給料の支給) 第4条 (略)	(格付及び給料の支給) 第4条 (略)
<u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」とする。</u>	<u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、22万3,200円とする。</u>
	<u>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の規定の例によるものとする。</u>
(給料の調整額) 第7条 職員の給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、給料の調整額に関する規則(昭和32年新潟県人事委員会規則第6—48号)第2条第1項から第3項までの規定中「別表第1」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)別表第5」と、 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u> 以外の職員にあつては	(給料の調整額) 第7条 職員の給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、給料の調整額に関する規則(昭和32年新潟県人事委員会規則第6—48号)第2条第1項及び第2項中「別表第1」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)別表第5」と、 <u>再任用職員</u> 以外の職員にあつては同条第2項中「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育

<p>ては給料の調整額に関する規則第2条第4項第1号中「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）別表第6」と、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては同項第2号中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額」とあるのは「6,700円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 <u>当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条及び第6条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	<p>委員会規則第11号）別表第6」と、<u>再任用職員</u>にあつては同項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額」とあるのは「8,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略）</p>
--	---

（指導改善研修の実施に関する規則の一部改正）

第2条 指導改善研修の実施に関する規則（平成20年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 教員 県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された者を除く。）並びに講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さず常時勤務する者として採用される者に限る。）をいう。</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 教員 県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された者を除く。）並びに講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さず常時勤務する者として採用される者に限る。）をいう。</p> <p>(3) （略）</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員

の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を、当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

- 職員定年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された技能労務職員のうち、年齢60年に達した日がこの規則の施行の日前であって、その者に係る調整基本額が8,500円に達しないこととなるものの給料の調整額は、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（新潟県人事委員会規則第6-1886号）附則第4項の規定の例による。この場合において、同項中「経過措置基準額」とあるのは「8,500円」と、「改正後の規則第2条及び第3条並びに前2項」とあるのは「この規則による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則第7条」とする。

（指導改善研修の実施に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第2条の規定による改正後の指導改善研修の実施に関する規則第2条第2号の規定を適用する。